

肉用繁殖雌牛飼養農場に関わる皆様へ

平成26年度より肉用繁殖牛のヨーネ病検査が始まります！！

福島県では、これまで主に乳用雌牛を対象として、牛の家畜伝染病である「ヨーネ病」の定期検査を実施してきました。

しかし、近年、肉用牛における本病の発生が報告されるようになり、北海道及び東北地方では、本県を除く全ての道県が、すでに肉用繁殖雌牛の定期検査を実施しています。

このことを受け、平成26年度より、本県においても肉用繁殖雌牛を検査対象に加えることとしました。

肉用牛の産地、福島県を守るための対策となりますので、御理解と御協力をお願いします。

平成26年度からのヨーネ病検査について

■対象牛

繁殖に供する肉用雌牛（1歳以上の牛で、候補牛を含みます）

■検査間隔

5年間隔で実施します。

■検査手数料

1頭当たり 1,000円

■検査時は農場の責任者の方に同席していただきます。

また、血液を採取しますので、牛の保定をお願いします。

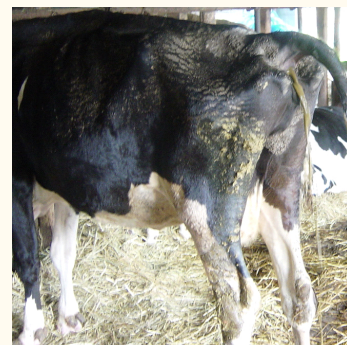
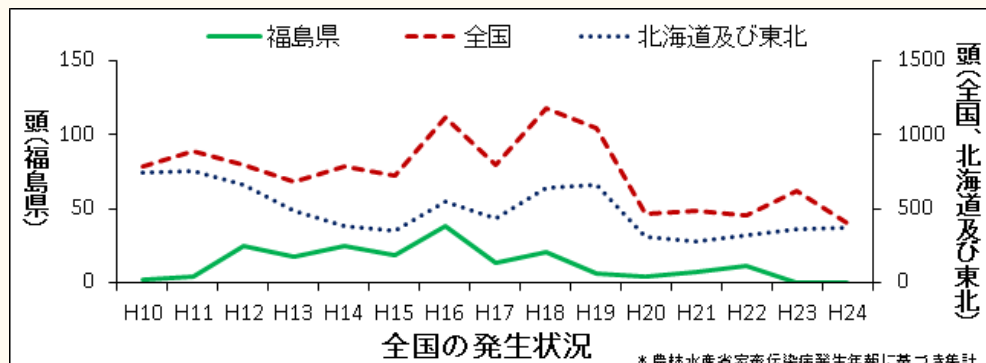
ヨーネ病とは

特徴

- ヨーネ菌という細菌が原因。感染した牛の糞や乳から、他の牛や子牛にうつります。
- 発病まで一年～数年かかり、発見されにくい病気です。
- **非常に頑固な、水のような激しい下痢を起こし、急激にやせて死に至ります。**
- 治療方法やワクチンはありません。

ヨーネ病と診断された場合には

- 家畜伝染病予防法に基づき、その牛を殺処分します。
- 殺処分された牛について、国から手当金が支払われます。
- 引き続き、家畜保健衛生所が同居牛の検査を実施します。



激しい下痢を発症した牛。

お問い合わせ先

- 県北家畜保健衛生所 024-531-1301
- 県南家畜保健衛生所 0248-27-1221
- 相双家畜保健衛生所 0244-24-3451
- 福島県庁 畜産課 024-521-7364

- 県中家畜保健衛生所 024-923-1661
- 会津家畜保健衛生所 0242-25-0599
- いわき家畜保健衛生所 0246-23-3117
- * いずれも代表電話番号